

電気需給仕様書

本仕様書は、高槻市水道部及び交通部（以下「発注者」という。）所有の施設（別紙施設一覧表のとおり）で使用する電力について、電力供給者（以下「受注者」という。）が供給する電力に適用する。

1 概要

(1) 件 名 大冠浄水場ほか5施設に係る電力調達

(2) 供給場所 別紙施設一覧表のとおり

(3) 用途

【水道部所管施設】

大冠浄水場、清水受水場、奈佐原受水場	上水道施設の運転
水道部庁舎	庁舎内使用電力

【交通部所管施設】

芝生営業所、緑が丘営業所	営業所内使用電力
--------------	----------

(4) 契約電力 別紙施設一覧表のとおり

(5) 受電方式等 //

(6) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

ア 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。ただし取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

イ 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

2 供給仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 予定使用総電力量 9,036,173 kWh/年

(3) 供給期間 令和7年10月検針日から令和8年10月検針日前日まで

(4) 予定年間使用電力量 別紙施設別、月別予定使用電力量一覧のとおり

(5) 電力の計量

ア 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需用電力（需用電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び力率の計量は、発注者の供給場所に設置された計量器により行うものとする。

イ 計量日時は発注者と受注者が協議の上、定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。

(6) 電気料金の算定

ア 料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量に基づき、次の計算方法で算定し、毎月支払うものとする。なお、下記の記載に該当しない料金や単価については電気料金の算定に用いることができないものとする。

電気料金＝基本料金＋予備線料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金±燃料費調整額±市場価格調整額

また、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

イ 基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等の算定は次のとおり。

また、契約単価は、施設及び発注者が指定する時間帯（別紙月別予定使用電力量一覧に記載）毎に変更してもよい。

(ア) 基本料金 契約電力を契約単価及び力率から計算した金額（以下の算定式による。）

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{契約単価} \times ((185 - \text{力率}) / 100)$$

なお、契約電力については別紙施設一覧表の通りとするが、奈佐原受水場と水道部庁舎、芝生営業所、緑が丘営業所については実量制とし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を当該月の契約電力とする。

また、発注者が大冠浄水場と清水受水場において、別紙施設一覧表に定める契約電力を超えて電気を使用した場合は、受注者と協議を行い、受注者の責となる理由を除き、契約超過金として超過した電力相当分に契約単価、力率から計算した金額の1.5倍を上限額として支払いを行う。発注者は契約超過金の支払いを、請求のあった月の翌月までに行うものとする。

(イ) 予備線料金 契約電力を契約単価から計算した金額（以下の算定式による。）

$$\text{予備線料金} = \text{契約電力} \times \text{予備線契約単価}$$

上記料金においては、大冠浄水場のみを対象とし、料金の算出としては力率による割引及び割増しをしないものとする。

また、予備線で使用した電力量料金については、常時供給分の該当料金を適用する。

(ウ) 電力量料金 使用電力量に単価一覧（燃料費調整を行う場合については（オ）による。）の料金を、乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量契約単価}$$

(エ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の特別措置法に基づく賦課金として関西管内の旧一般電気事業者が定める電気供給条件によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

(オ) 燃料費調整額（関西管内の旧一般電気事業者が定める電気供給条件によるものとする）

使用電力量に燃料費調整単価を乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額は考慮しないものとする。

(カ) 市場価格調整額（関西管内の旧一般電気事業者が定める電気供給条件によるものとする）

使用電力量に市場価格調整単価を乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

$$\text{市場価格調整額} = \text{使用電力量} \times \text{市場価格調整単価}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、市場価格調整額は考慮しないものとする。

(キ) 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。平均力率は関西管内を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件等によって定められた値とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）。

なお、入札価格算定時の力率は100%とする。

ウ 本入札時の電気料金の算定においては、入札単価に消費税率及び地方消費税率を含むものとする。

(7) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とするが、1日に変更できない場合は現在の検針日を維持するものとする（現在の検針日については別紙施設別、月別予定使用電力量一覧のとおり）。計量日時は発注者と受注者の協議の上で定めることとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

(8) 供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は40%以上とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）
- ② 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であって FIT 非化石証書及びトラッキング付非 FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー 電気由来の J-クレジット

(9) 支払方法

受注者は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに発注者に請求し、発注者は検針日の翌日から30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払うものとする。

なお、各施設の請求を一定集約することや、請求明細の電子データ（CSVデータ）を提供すること等について協議を行い、発注者の円滑な支払いが可能となるようにすること。

また、受注者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、発注者が求めた際に書面（様式自由）で提出すること。

3 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

また、受注者側の事故や災害により、発注者への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

4 その他

(1) 通信設備等

ア 関西管内を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置及び撤去する必要がある場合は、発注者と受注者で協議するものとする。

イ 通信設備等の取付場所は、発注者と受注者の協議の上、場所を選定し発注者が提供する。

ウ 現状は、全施設に自動検針装置が設置されている。

(2) 供給期間中に伴う契約電力の変更があった場合は応じること。なお、入札時点における契約電力の見直しとして以下を予定している。

(3) 契約期間中における年間総使用電力量が予定使用電力量に達しない場合や超過した場合についても、契約単価に基づく料金とし、受注者は料金の追加請求を行わないこと。また、関西管内の旧一般電気事業者が料金改定を行った場合においても、この入札による契約した単価の変更は行わないものとする。

なお、その他、この仕様書に定めのない受注者の請求については発生しないものとする。

(4) 受注者は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」等に関連して、発注者から有効電力量等必要なデータ提供の求めがあった場合は、これに応じること。

(5) 全ての施設について、自家発補給電力の契約はありません。

(6) 契約電力が 1 施設で 500kW 以上の施設について、直近 1 年間の最大需要電力の実績値は、以下のとおりです。

- ・大冠浄水場

契約電力 970kW

最大需要電力 970kW(2024 年 10 月、11 月、12 月)

- ・清水受水場

契約電力 630kW

最大需要電力 515kW(2024 年 7 月、9 月)

(7) 協議

その他、仕様書の定めのない事項については、関西管内の旧一般電気事業者の定めに順ずるものとし、発注者と受注者の協議により定める。